

漁港、海岸の災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

1. 目的

公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するよう国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とする。

2. 定義

「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいい、「災害復旧事業」とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とするものをいう。

3. 対象施設

1) 漁港

基本施設

外かく施設：防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

係留施設：岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場

水域施設：航路及び泊地

機能施設

輸送施設：鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポートのうち重要な施設

2) 海岸

岸：国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

4. 適用除外

1) 都道府県又は指定市が事業主体の場合、1箇所 120万円未満の工事

市(指定市除く)町村が事業主体の場合、1箇所 60万円未満の工事

2) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの

3) 維持管理工事とみるべきもの

4) 明らかな設計不備、工事施行の粗漏に起因して生じた災害

5) 甚だしく維持管理義務を怠ったことに起因して生じた災害

6) 維持上又は公益上特に必要と認められない漁港の埋そく

7) 維持上又は公益上特に必要と認められない天然の海岸の欠壊

8) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中の災害

9) 小規模な施設に係るもの

5. 事業主体

国、都道府県、市町村

6. 国庫負担率

1) 基準負担率 本土は2/3 北海道、離島、奄美、沖縄は4/5

2) 1年間(1月1日～12月31日)の災害復旧事業費と災害が発生した年の4月1日の属する会計年度の標準税収入額との割合に応じて嵩上げ有り

7. 平成18年度概算決定額(前年度予算額)

1,021百万円(1,038百万円)

漁業用施設の災害復旧事業

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

1. 目的

この法律は、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

2. 定義

「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象により生じた災害をいい、「災害復旧事業」とは、災害によつて必要を生じた事業で、災害にかかつた農地等を原形に復旧することを目的とするものをいう。

3. 対象施設

1) 漁業用施設

沿岸漁場整備開発施設

消波施設（消波堤、潜堤、離岸堤）護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路（浚渫によるものを除く。）並びに水産動植物の定着のための捨石工その他の施設

漁港施設

漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する次の施設

外かく施設：防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

係留施設：岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場

水域施設：航路及び泊地

4. 採択要件

1箇所 40万円以上の工事

5. 事業主体

都道府県、市町村、水産業協同組合

6. 国庫補助率

漁業用施設 6.5/10

7. 平成18年度概算決定額（前年度予算額）

70百万円（27百万円）